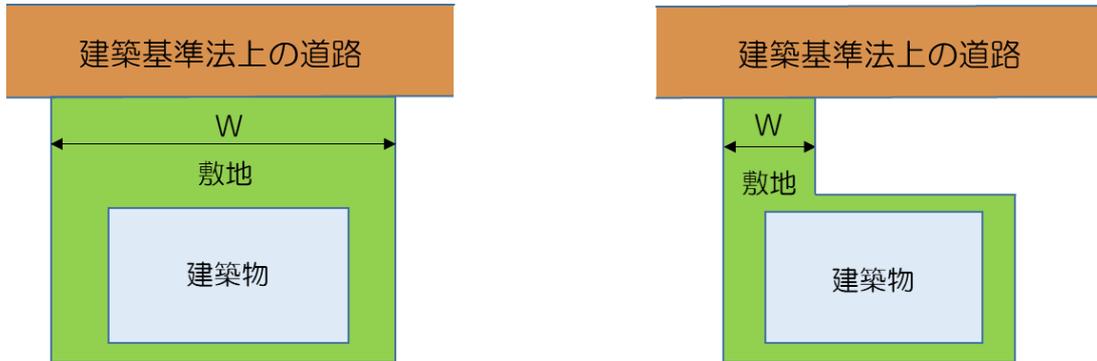


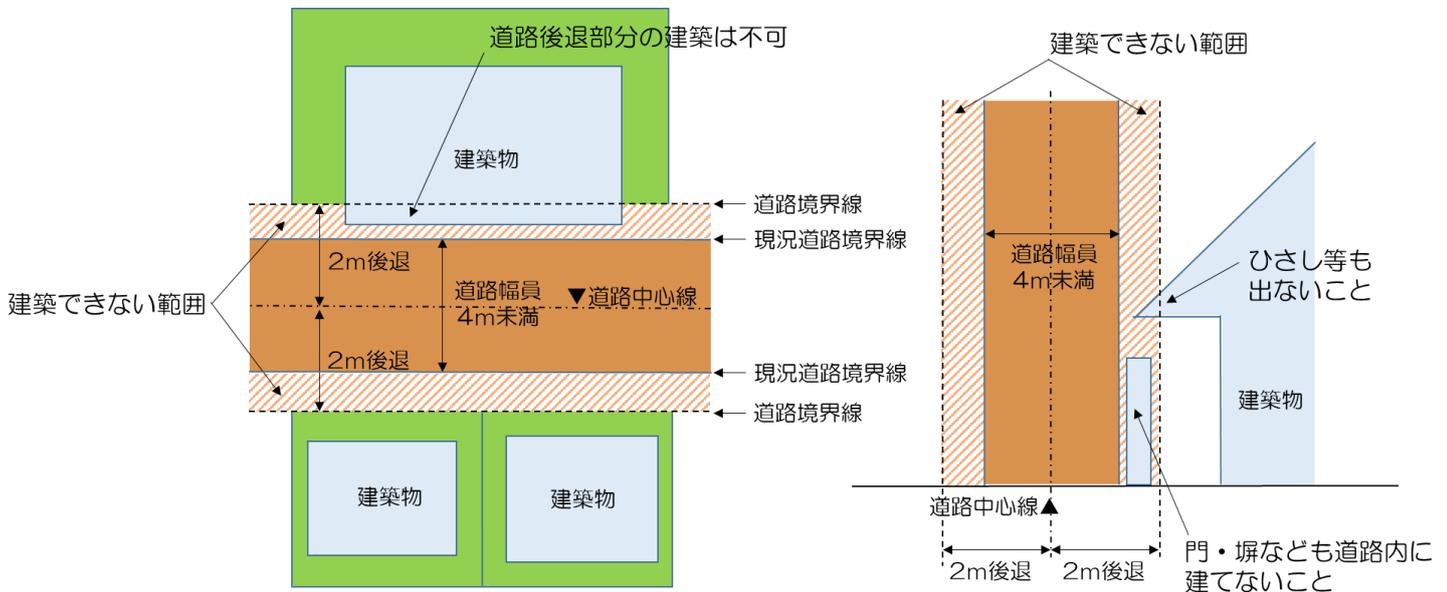
2. どのような敷地に建てられますか（敷地と道路の関係について）

建築物を建てる際には、その敷地が原則として「建築基準法上の道路」に 2m以上接していなければなりません（建築物の用途によっては 4m以上）。道路は、災害時における延焼防止や、避難、緊急車両の通行などのための空間であるとともに、採光や通風などの生活環境にも影響を与えるため、このような規定が設けられています。建築基準法上の道路であるかどうかについては、堺市役所高層館（13 階）建築安全課または宅地安全課の窓口にて備え付けてある「道路取扱図閲覧システム」で確認することができます。



W：2m以上必要

建築基準法上の道路（以下、「道路」という。）とは、国道、府道や市道等で幅員が 4m以上のものを示しますが、幅員が 4m未満でも堺市が指定した道路（一般的に「2 項道路」と呼ばれています。）は建築基準法上の道路とみなします。この場合、道路の中心線から 2m 後退した線が道路境界線となります。なお、その後退した範囲には建築物（付属の門・塀なども含みます。）を建てることはできません。



※土地や建物を購入する際には、敷地に接している道が建築基準法上の道路であるか、敷地がその道に 2 m以上接しているか調べるようにしましょう。